

坂出市議会災害対策行動マニュアル

平成28年6月24日

1 趣旨

本行動マニュアルは、「坂出市議会災害対策会議設置要綱」第5条の規定に基づき、次の期間に応じた「坂出市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）の実施事項について定めるものである。

- (1) 初動期：災害が発生した日及び翌日
- (2) 初動期経過後：初動期を経過した翌日以降

※災害によっては上記の期間に該当しない場合がある。

2 行動原則

- (1) 議員は、地震、大雨、風水害、土砂災害、津波等による大規模な被害が確認された場合は、**議員各自が被災現場、テレビ、ラジオ等の情報により状況を判断し、議会事務局に自身の安否及び被災状況等を報告する**とともに、災害対策会議の設置状況を確認する。
- (2) 議員は、災害対策会議が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動する。

《参考》

※市対策本部の設置基準（一般対策）

- 1 本市に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- 2 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
 - ・大規模な火災または爆発
 - ・災害を誘発する物質の大量流出
 - ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・その他重大な事故
- 3 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

《参考》

※市対策本部の設置基準（地震・津波対策）

- 1 坂出市域で震度5強以上の地震が発生したとき。
- 2 坂出市域で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生または発生するおそれがあるとき。
- 3 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- 4 東南海地震が単独で発生したとき、または東海地震・東南海地震が同時発生したとき。（南海地震の連動発生に備えるため。）
- 5 本市に地震が発生し、相当規模の災害が発生または発生するおそれがあるとき。
- 6 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

3 【初動期】

○議員の対応

- (1) 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

優先順位は次のとおりとする。

- ①電話回線が使用可能であれば、電話により連絡する。
- ②電話が繋がりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。

※安否連絡方法…議員個人から次の手段により議会事務局へ連絡をする。

- 1 電 話 0 8 7 7 - 4 4 - 5 0 2 2
- 2 F A X 0 8 7 7 - 4 4 - 0 5 5 8
- 3 Eメール gikail@city.sakaide.lg.jp
- 4 議会事務局用携帯電話
- 5 災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

- (2) 議員は、自身の安全を確保した上で、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力する。

■災害対策会議の設置

- (1) 議長（事故ある場合は要綱第3条第3項及び第4項の規定に基づき、その職務を代行するもの）は、議会事務局と連絡をとり合い、市対策本部の設置を確認し、災害対策会議を設置する。
- (2) 議長、副議長、議会運営委員長及び各常任委員長は、速やかに参集する。
- (3) 議長は、災害対策会議の設置状況を全議員に連絡する。
- (4) 議長は、市対策本部の会議に出席し、情報収集に努める。
- (5) 議員は、居住地域等において救護・救助活動を行うとともに情報収集に努める。

※本会議（又は委員会）開会中における対応

- ・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告することができる。（会議規則第11条第1項）
- ・議場（又は委員会室）から避難が必要になった場合、議長（又は委員長）は、議会事務局職員に傍聴者を初めとする議場（又は委員会室）内参集者の避難誘導を指示し、全員の速やかな避難を図るものとする。

4【初動期経過後】

○議員の対応

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長（災害対策会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- (3) 議員は、市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。

○議員から災害対策会議への情報の伝達

議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは、災害対策会議に一本化し、議会としてとりまとめるものとする。

- (1) 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
- (2) 各避難所における運営方法等の要望に関すること。
- (3) 国、県、関係機関に対する緊急要望のとりまとめに関すること。
- (4) その他、議長が必要と判断した事項。

ただし、以下の例示のように特に緊急性がある場合には、議員が直接、市対策本部へ連絡するものとする。

(例示)

- ①土砂崩れ等により救助が必要なとき。
- ②道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に工事が必要なとき。
- ③道路等のひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき。
- ④避難所での食糧等の物資が不足しているとき。・・・・・・・・等

●議員の参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ及び筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯する。

(2) 交通手段

災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断により、自動車が使用できないことも想定されることから、その場合は徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

■災害対策会議の活動

(1) 議長は、災害対策会議を開催し、市対策本部から収集した情報等を共有するとともに、次の事項について協議する。

- ① 今後の活動方針
- ② 活動スケジュール

(2) 議長は、議員より被災地や避難所等の状況を集約および整理し、市対策本部に情報の提供を行う。

(3) 市対策本部との連携のもとに、復旧・復興に向けた市の取組等について検討し、必要に応じ、関係機関に対し要望活動を行う。

5 このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。